

一般社団法人 全国さく井協会

中 央 支 部 規 程

一般社団法人 全国さく井協会 中央支部

一般社団法人 全国さく井協会 中央支部規程

平成10年5月14日承認

平成16年5月13日変更承認

平成21年5月14日変更承認

平成26年5月15日変更承認

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国さく井協会中央支部（以下本支部という）と称する。

(事 務 所)

第2条 本支部は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀2丁目5番1号に置く。

(目 的)

第3条 この規程は一般社団法人全国さく井協会（以下(一社)全さく協という）の定款及び規則に定めるもののほか、支部の組織及び支部の運営と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 (一社)全さく協定款第4条に定める事業について、調査・研究・公開及び指導を行う。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本支部の会員は、次の4種とし、正会員と支部正会員をもって議決権のある社員とする。

- (1) 正 会 員 本支部の目的に賛同して入会したさく井工事業を営む個人又は法人
- (2) 賛助会員 本支部の事業を賛助するため入会したさく井工事業に関連する事業を営む個人又は法人
- (3) 名誉会員 本支部に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (4) 支部正会員 他支部に(一社)全さく協の正会員として入会しているが、本支部の目的に賛同する個人又は法人

(入 会)

第 6 条 正会員、支部正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書等を提出し、役員会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 正会員、支部正会員の推薦状（正会員は2社、賛助会員は1社）
- (3) 業態調査書
- (4) 工事实績書（正会員のみ）

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員、支部正会員及び賛助会員は、役員会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員所属種別を変更する者は、次の通りとする。

- (1) 賛助会員から正会員又は支部正会員へ変更する場合
変更発生時の会員種別入会金額の差額を納入する。納入金額の 1/2 を本部、1/2 を支部とする。ただし、支部納入額については、本支部の裁量とする。
- (2) 正会員又は支部正会員から賛助会員へ変更する場合
変更発生時の会員種別入会金額の差額は返金しない。また、新たに入会金額を納入することもない。従って、入会金についての処理は発生しない。
- (3) 上記 (1)、(2) の場合、変更しようとする者は新たな業態調査書を添えて、変更届を本支部事務局に提出する。

3 再入会しようとする者は、次の通りとする。

- (1) 正会員、支部正会員及び賛助会員のいずれも、正規の入会金額を納入する。
- (2) 新たに所定の入会申込書等を本支部事務局に提出する。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、其の資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第 9 条 正会員、支部正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を支部長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第 10 条 正会員、支部正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員と支部正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その正会員、支部正会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の会を与えなければならない。

- (1) 本支部の規程又は総会の議決に違反したとき
 - (2) 本支部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、役員会決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の会を与えなければならない。
- 3 名誉会員が 1 項 2 号に該当する場合には、役員会決議に基づき、除名することができる。この場合、その名誉会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び顧問等

(役員)

第 12 条 本支部に次の役員を置く。

理事・支部長	1 名
理事・副支部長	2 名
理事	13 名以内（支部長、副支部長、（一社）全さく協専務理事を含む）
監事	2 名

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は総会において選任する。

理事及び監事は正会員又は支部正会員の中から選任するものとする。

ただし、理事のうち 1 名は正会員以外の者から選任することができる。

2 支部長、副支部長は、理事の互選による。（（一社）全さく協派遣も含む。）

3 理事及び監事は兼ねることはできない。

4 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 支部役員は再任されることができる。

6 役員は辞任又は任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第 14 条 役員・顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 前項に関する必要な事項は、役員会の議決を経て、支部長が定める。

3 監事は支部の財産及び会計を監査する。

(顧問)

第 15 条 本支部に顧問をおくことができる。顧問は重要な事項について支部長の諮問に応ずる。

2 顧問は役員会の承認を経て、支部長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(総会)

第 16 条 本支部の総会は、毎年 1 回 5 月に開催する。又、役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は正会員と支部正会員をもって構成する。

3 総会は正会員と支部正会員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。

- 4 総会の議長は支部長がこれにあたる。
- 5 総会の議事は出席した正会員と支部正会員の過半数をもって議決する。
- 6 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) その他支部運営に関する重要な事項
- 7 役員会で承認された新規入退会会員を紹介する。
- 8 総会の議事については議事録を作成し、議長及び総会において選出された議事録署名人 2 名が署名しなければならない。

(役員会)

- 第 17 条 定例役員会は、毎年 7 月、10 月、12 月、4 月に開催する。又、理事の 2 分の 1 以上から会議の開催請求があったときは、臨時役員会を開催することができる。
- 2 役員会は理事、監事をもって構成する。
 - 3 役員会は役員 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
 - 4 役員会の議長は支部長がこれにあたる。
 - 5 役員会の議事は出席役員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。
 - 6 役員会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 正会員、支部正会員及び賛助会員の入会
 - (5) 賛助会員、名誉会員の除名
 - 7 役員会の議事については議事録を作成し、保存しなければならない。

(委員会)

- 第 18 条 支部長はさく井業の健全な発展を図るため、適宜委員会を設けることができる。

第 5 章 財産及び会計

(事業年度)

- 第 19 条 本支部事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計)

- 第 20 条 本支部の経費は、入会金、寄附金、事業から生ずる収入、財産から生ずる収入、その他の収入。

(事業計画及び予算)

- 第 21 条 本支部の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、支部長が作成し、毎事業年度開始前に総会において出席した正会員と支部正会員の 2 分の 1 以上の議決を経て、(一社)全さく協会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 22 条 本支部の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、支部長が作成し、総会において出席した正会員と支部正会員の 2 分の 1 以上の議決を経て、(一社)全さく協会長に報告しなければならない。

第 6 章 規程の変更及び解散

(規程の変更)

第 23 条 この規程の変更は、総会において正会員と支部正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ(一社)全さく協会長の承認を得なければ変更することができない。

(規程の運用)

第 24 条 この規程の運用に関し、特に明記なき場合は、(一社)全さく協の定款及び規則を準用する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 25 条 本支部の事務を処理するため、事務局を設置する。運営については(一社)全さく協の定款を準用する。

第 8 章 慶 弔

(適用範囲)

第 26 条 本支部の会員（法人にあってはその代表者）又は、さく井を担当する役員（以下担当役員という）、従業員に対し、慶弔の意を表す場合は、この章の定めによるものとする。

- 2 代表者とは、会員の申し出により、その企業を代表して常時支部役員の任務に携わる者をいう。又、担当役員とは「さく井を担当する役員」として、従業員とは「さく井を担当する従業員」として常時さく井業に直接携わり、本支部に貢献した者をいう。

(慶 事)

第 27 条 前条に規定する者がさく井業に関連して、国の叙勲、褒章、表彰を受けたとき、もしくは、地方自治体から表彰を受けたときは、必要に応じ支部役員会の議決を経て、これを表彰する。

(弔 事)

第 28 条 会員又は担当役員が死亡したとき、及び本支部に貢献した従業員が業務上の災害に起因して死亡したときは、この基準により弔慰金を贈るものとする。

代表者	担当役員	従業員
20,000	10,000	10,000

会員代表者には、弔慰金に供花を添えて贈る。

- 2 本支部役員、元役員及び家族の場合、別途協議の上決定する。
- 3 弔事に対しては、支部長もしくはその代表者が会葬し弔意を表すものとする。

(見 舞 金)

第 29 条 会員又は担当役員が、傷病又は災害による加療のため、1 ヶ月以上業務に携わることができないときは、見舞金を贈るものとする。

代表者	担当役員
10,000	10,000

(贈 呈)

第 30 条 慶弔、見舞金の贈呈は、自社又は支部役員の届出に基づいて、支部長が確認の上実行する。

- 2 死亡者本人に遺族がない場合、第 28 条の弔慰金並びに供花は、その葬儀を執行する者に贈るものとする。
- 3 第 28 条の弔事に対しては、原則として支部長名で弔電を打電し、弔慰金及び見舞金は支部名をもって贈るものとする。

(特別措置)

第 31 条 関係機関及び団体関係者等で、慶弔事項又はこの章に定めのない事項については、その都度支部長の判断で措置することができるものとする。

第 9 章 補 則

(委 任)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、本支部の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、支部長が定める。

(附 則)

第 33 条 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

なお、この規程の変更は本支部総会及び(一社)全さく協会長の承認を得た日から施行する。